

様式第3号（第3条関係）

清水町インターンシップの取扱いに関する協定書

清水町インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、清水町（以下「甲」という。）と（大学等名）（以下「乙」という。）の間において、インターンシップの取扱いについて、以下のとおり協定を締結する。

第1 学生等実習生の受け入れ

甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙学生等実習生名簿記載の学生等を学生等実習生として受け入れるものとする。

第2 実習期間

学生等実習生の実習期間は、別紙学生等実習生名簿記載のとおりとする。

第3 実習時間

学生等実習生が実習を行う時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、甲が必要と認めるときは、別に実習時間を定めることができる。

第4 学生等実習生の身分及び報酬等

- (1) 甲は、学生等実習生に対し、町の職員としての身分を付与しないものとする。
- (2) 甲は、学生等実習生に対して報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

第5 学生等実習生の服務

- (1) 学生等実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。
- (2) 学生等実習生は、実習期間中は実習に専念し、法令（町の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従わなければならない。
- (3) 学生等実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 学生等実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。その実習を終えた後も、また、同様とする。
- (5) 学生等実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。
 - ア 学生等実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても町の指示によることとする。
 - イ 学生等実習生は、町の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 学生等実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないと

きは、あらかじめ受入所属にその旨連絡しなければならない。

第6 実習の中止

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、実習を中止することができる。
 - ア 学生等実習生が要綱第7条の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
 - イ 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
 - ウ 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (2) 甲は、(1)の規定により、実習を中止する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

第7 実習に係る事故責任等

- (1) 乙又は学生等実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 学生等実習生が、故意又は過失により要綱第7条第2項又は第3項の規定に反する行為により、甲又は第三者に損害を与えたときは、学生等実習生は、これらに対して責任を負わなければならない。

第8 実習の証明

甲は、乙が学生等実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これを応じるものとする。

第9 個人情報の保護

甲は、実習生の個人情報を本実習の目的のみに使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

第10 その他

この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき並びに変更の必要が生じたときには、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)

